

# 月報ハローワーク三島

平成28年1月号

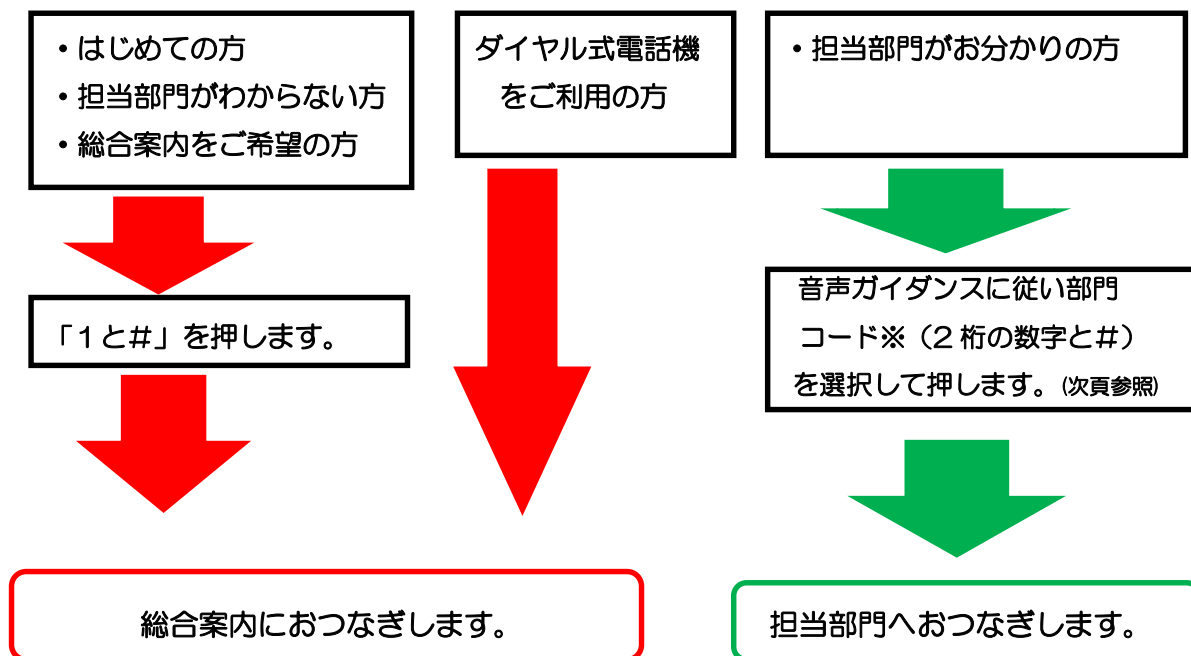
三島公共職業安定所	TEL 055-980-1300
伊東出張所	TEL 0557-37-2605
熱海市ふるさとハローワーク	TEL 0557-82-8655
伊豆市地域職業相談室	TEL 0558-74-3075

## 自動音声案内開始のお知らせ

ハローワーク三島では、2月1日(月)から代表電話(055-980-1300)へのお問い合わせについて自動音声でのご案内を開始します。

自動音声ガイダンスの内容に従い、操作をしていただくと、総合案内・担当部門へお取次ぎをし、お問い合わせ内容に応じた電話対応をまいります。(ダイヤル式電話機をご利用の場合には、総合案内へお取次ぎします。)

### 自動音声案内の流れ



- ご利用時間帯によっては、電話が混み合い、つながりにくい場合もありますのでご了承ください。また、電話での受付時間は窓口の開庁時間内とさせていただきます。
- 直通電話をご利用の方は、自動音声案内開始以後も引き続き直通電話をご利用いただけます。

## ◎三島所の部門コード一覧

部門コード	部門名	直通ダイヤル
11#	雇用保険（給付）	(055) 980-1303
21#	雇用保険（適用）	(055) 980-1304
31#	求人専門援助部門（求人）	(055) 980-1302
32#	求人専門援助部門（助成金）	(055) 980-1302
43#	求人専門援助部門（専門援助）	(055) 980-1302
41#	職業紹介部門（職業相談）	(055) 980-1301
42#	職業紹介部門（職業訓練）	(055) 980-1301
51#	庶務課	(055) 916-7309

### 事業主の皆様へ

**平成28年1月から雇用保険の届出にはマイナンバーの記載が必要となります**

#### 1. マイナンバー制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現する事を目的として、マイナンバー制度（社会制度・税番号制度）が導入されます。
- 平成27年10月から、マイナンバー（個人番号）・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- 雇用保険関係では、被保険者資格取得届などに個人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
- 今後、個人番号をキーにした事務処理を行うことにより、行政事務の効率化や雇用保険業務の適正な運営を行うことを目的としています。

## 2. 個人番号の記載が必要となる届出

- 個人番号は、社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続きに使用する番号で、雇用保険業務では被保険者の資格取得や確認・給付などに利用します。
- 雇用保険業務においては、
  - ①平成28年1月から、被保険者資格取得届・資格喪失届などに個人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。  
この際、ハローワークから事業主に返戻される書類には個人番号は記載されません。
  - ②在職者の個人番号については、現在検討中であり詳細は追ってご案内いたします。
- 様式一覧（事業主提出用）
  - ①雇用保険被保険者資格取得届
  - ②雇用保険被保険者氏名変更・喪失届
  - ③高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（※）
  - ④育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書（※）
  - ⑤介護休業給付金支給申請書（※）

（※）事業主が提出される場合は労使間で協定を締結することが必要です。

## 3. 個人番号の収集にあたっての留意事項

- 事業主は、被保険者資格取得届などの届出にあたり、従業員から個人番号を収集する場合には、事前に本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認をすることが必要です。
- 具体的には、個人番号カードによる確認または通知カードと写真付き身分証明書（運転免許証）などによる確認が必要です。
- 加えて、マイナンバーを含む個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止などの安全管理措置の実施や特定個人情報を委託先に提供する際には、委託先の適切な監督などの措置が必要です。

## 4. 法人番号の記載が必要となる届出

法人番号は、個人番号とは異なり原則として公表され、自由に利用できる番号です。

- 雇用保険業務において、平成28年1月から事業所設置届等に法人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。  
また、既に適用事業所となっている事業所（個人事業主を除く）の法人番号については、現在検討中であり、詳細は追ってご案内いたします。
- 様式一覧（事業主提出用）※個人事業主の場合は記載の必要はありません。
  - ①雇用保険適用事業所設置届
  - ②雇用保険適用事業所廃止届

## 5. 電子申請による届出

●個人番号を記載した雇用保険手続の届出を郵送等により行う場合には、個人情報の漏洩のリスクが発生することから、個人番号の安全管理の為に電子申請による届出をお願いします。

郵送の場合は書留郵便による届出が原則です。

●電子申請にあたり電子証明書を取得していない場合には、事業主個人または事業主が指定する従業員の電子証明書機能付きの個人番号カードによる電子申請も可能ですので、ぜひこの機会にご利用をお願いします。

### 【マイナンバー制度の詳細】

内閣官房「マイナンバー社会保障・税番号制度ホームページ」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

厚生労働省「社会保障・税番号制度ホームページ（社会保障分野）」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

雇用保険手続の届出様式案

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

【マイナンバー制度のお問合せ】（平日9：30～17：30 土日祝日除く）

マイナンバーコールセンター      0570-20-0178

【書類の届出・電子申請に関するお問合せ】

三島公共職業安定所      雇用保険課

TEL 055-980-1304

事業主の皆様へ

## 平成28年4月1日から、雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります

### 1. 雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。

単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと、業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること、労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で異なる取扱いをすることなどはできなくなります。

### 2. 合理的配慮の提供義務

事業主は合理的配慮として、例えば

- 募集・採用時について視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- 聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと
- 採用後について肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと
- 知的障害がある方に対し図などを活用した業務マニュアルを作成したりするなど作業手順を分かりやすく示すこと
- 精神障害がある方に対し、出退勤時刻、休暇、休憩に関し、通院・体調に配慮することなどの措置を提供していただく必要があります。

※事業主には、障害者に対してこれらの措置を過重な負担にならない範囲で提供していただきます

### 3. 相談体制の整備、苦情処理、紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。

また事業主は、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

【お問い合わせ先】三島公共職業安定所 求人専門援助部門  
TEL 055-980-1302

## 有効求人倍率の推移

	26/11月	12月	27/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
三島所	1.15	1.24	1.26	1.30	1.26	1.18	1.15	1.23	1.28	1.31	1.33	1.38	1.47
三島	1.08	1.17	1.20	1.27	1.24	1.15	1.11	1.20	1.25	1.29	1.32	1.39	1.50
伊東	1.47	1.57	1.53	1.45	1.30	1.31	1.34	1.32	1.41	1.39	1.37	1.35	1.38
静岡県	1.12	1.14	1.13	1.13	1.12	1.13	1.15	1.16	1.16	1.18	1.19	1.24	1.25
全国	1.12	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.19	1.19	1.21	1.23	1.24	1.24	1.25

(注)静岡県・全国は季節調整値

## 職業紹介関係主要指標

(平成27年11月)

項目	年月	平成27年			対前月 増減率(差)	対前年同月 増減率(差)	
		11月	10月	11月			
I 全 数	1 新規求職申込件数	978	1,292	1,012	▲ 24.3%	▲ 3.4%	
	2 月間有効求職者数	4,424	4,645	4,948	▲ 4.8%	▲ 10.6%	
	3 新規求人数	2,160	2,512	1,655	▲ 14.0%	30.5%	
	4 月間有効求人数	6,508	6,401	5,688	1.7%	14.4%	
	5 紹介件数	1,426	1,879	1,641	▲ 24.1%	▲ 13.1%	
	6 就職件数	376	455	402	▲ 17.4%	▲ 6.5%	
	7 充足数	305	367	352	▲ 16.9%	▲ 13.4%	
	8 新規求人倍率(3/1)	2.21倍	1.94倍	1.64倍	0.27P	0.57P	
	9 有効求人倍率(4/2)	三島本所	1.50倍	1.39倍	1.08倍	0.11P	0.42P
		伊東出張所	1.38倍	1.35倍	1.47倍	0.03P	▲0.09P
	10 就職率(6/1 × 100)	38.4%	35.2%	39.7%	3.2P	▲1.3P	
11 充足率(7/3 × 100)	14.1%	14.6%	21.3%	▲0.50P	▲7.2P		
II 一 般	12 新規求職申込件数	661	838	674	▲ 21.1%	▲ 1.9%	
	13 月間有効求職者数	2,914	3,061	3,225	▲ 4.8%	▲ 9.6%	
	14 新規求人数	1,035	1,257	836	▲ 17.7%	23.8%	
	15 月間有効求人数	3,243	3,299	2,921	▲ 1.7%	11.0%	
	16 紹介件数	926	1,311	1,152	▲ 29.4%	▲ 19.6%	
	17 就職件数	198	273	212	▲ 27.5%	▲ 6.6%	
	18 充足数	154	208	182	▲ 26.0%	▲ 15.4%	
	19 就職率(17/12 × 100)	30.0%	32.6%	31.5%	▲2.60P	▲1.50P	
20 充足率(18/14 × 100)	14.9%	16.5%	21.8%	▲1.60P	▲6.90P		
III パ ー ト タ イ ム	21 新規求職申込件数	317	454	338	▲ 30.2%	▲ 6.2%	
	22 月間有効求職者数	1,510	1,584	1,723	▲ 4.7%	▲ 12.4%	
	23 新規求人数	1,125	1,255	819	▲ 10.4%	37.4%	
	24 月間有効求人数	3,265	3,102	2,767	5.3%	18.0%	
	25 紹介件数	500	568	489	▲ 12.0%	2.2%	
	26 就職件数	178	182	190	▲ 2.2%	▲ 6.3%	
	27 充足数	151	159	170	▲ 5.0%	▲ 11.2%	
	28 就職率(26/21 × 100)	56.2%	40.1%	56.2%	16.10P	0.00P	
	29 充足率(27/23 × 100)	13.4%	12.7%	20.8%	0.70P	▲7.40P	

(注) (全数)=(一般)+(パート) 小数点第2位まで記載

## 雇用保険関係主要指標

(平成27年11月)

項目	年月	平成27年			対前月 増減率(差)	対前年同月 増減率(差)	
		11月	10月	11月			
雇用 保 険	適 用	適用事業所数	5,043	5,034	5,000	0.2%	0.9%
		被保険者数	69,955	69,781	69,427	0.2%	0.8%
		資格取得者数	793	895	789	▲ 11.4%	0.5%
		資格喪失者数	642	992	790	▲ 35.3%	▲ 18.7%
		離職票交付枚数	383	626	481	▲ 38.8%	▲ 20.4%
	給 付	受給資格決定件数	210	332	243	▲ 36.7%	▲ 13.6%
		受給者実人員	1,024	1,056	1,133	▲ 3.0%	▲ 9.6%

(注) ▲は減少率、Pはポイントである。